

2022.11 No.67

中国税政連

皆様と分かち合う定期大会	3	後援会連絡会議	13
第54回定期大会議事録	4	令和5年度税制改正要望の一斉陳情	17
来賓祝辞	7	小林史明後援会・意見交換会に参加して	20

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

後援会へのご入会について

令和4年11月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおります。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		石破 茂後援会	鳥取1区	
平口 洋後援会	広島2区		赤沢りょうせい後援会	鳥取2区	
斉藤鉄夫後援会	広島3区		細田博之後援会	島根1区	
寺田 稔後援会	広島5区		高見康裕後援会	島根2区	
佐藤公治後援会	広島6区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
小林史明後援会	広島7区		江島 潔後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
岸 信夫後援会	山口2区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
林 芳正後援会	山口3区		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
山下たかし後援会	岡山2区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		松井一實後援会	広島市長	
加藤勝信後援会	岡山5区		伊木たかし後援会	米子市長	

■ 入会関係書類送付先

氏 名

皆様と

分かち合う定期大会

中国税理士政治連盟 会長

重 近 實



(九月十日開催 第五十四回定期大会会長あいさつから抜粋)

開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって三年にわたり定期大会の準備を行われ、本日ようやく実現した当地・松江市での定期大会開催にご尽力を賜りました島根県税理士政治連盟の皆様方には、心から御礼を申し上げます。また、公務ご多忙の中ご臨席を賜りましたご来賓の方々には、コロナ禍にもかかわらず遠路はるばる当地に起こしていただきありがとうございます。そして、平素から本連盟の活動にご指導とご協力をいただき感謝を申し上げます。ご列席いただいています長谷川日本税理士政治連盟国対委員長には、先程、後援会連絡会議におきまして講師を務めていただきました。また、続

いての時局講演会では本大会の成功を願ひ、中国税理士協同組合に開催のご協力をいただきました。ありがとうございます。

さて、後援会役員の皆様方には本年度は毎年の税制改正に加え、今年には税理士法改正実現に向けた陳情活動にご協力をいただき、ありがとうございます。おかげさまで両法案とも無事可決・成立をいたしました。そして二つの国政選挙もございました。昨年十月には衆議院選挙、そして今年七月の参議院選挙という目まぐるしい年度でございましたが、見事に本連盟が推薦した先生方は全員当選され、これもひとえに皆様方のご尽力の成果と感謝しています。また、この二つの選挙により本

連盟の後援議員から、岸田総理大臣、寺田総務大臣、加藤厚生労働大臣、林外務大臣、斉藤国土交通大臣という重要閣僚を輩出することとなりました。また、国会におきましては細田衆議院議長、そして我々税政連が最も頼りにする自民党の税理士制度改革推進議員連盟会長にご就任されるとともに、各省庁や各種団体からの様々な税制改正要望をとりまとめ大綱を作成する税制調査会の会長に参議院の宮沢洋一議員がご就任されました。このように非常に強力かつ影響力のある議員を我々中税政は擁していることとなりました。我々もその期待に応えるべく十分な活動を進めていかなければならないと考えています。

さて、今回の定期大会は三年ぶりの対面による開催です。これまでの二年間は代議員の皆様にご書面での議決にご協力をいただいていたのですが、本日は皆様のご出席をいただき非常にうれしく思います。議案審議はさることながら、我々税政連に対する要望や提言など、忌憚のないご意見を賜りたいと考えています。甚だ簡単ではございますが、以上を持ちまして、開会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

第54回

中国税理士政治連盟定期大会議事録

一、日時

令和四年九月十日（土）
十五時十分～十六時五十五分

鶴田・中村・田中・渡部・
安原代議員

二、場所

松江市・ホテル一畑二階
「平安」

【議案】

第一号議案 令和三年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

第二号議案 令和三年度収支決算承認の件

第三号議案 令和四年度運動方針（案）承認の件

第四号議案 令和四年度組織活動方針（案）承認の件

第五号議案 令和四年度収支予算（案）承認の件

第六号議案 大会決議（案）承認の件

【議事】

定刻、司会の糸賀副幹事長から、開会に先立ち本日の出席状況について、構成員七十二名中、本

三、出席者

重近会長、藤中・伊藤・富山・中尾・細木副会長、海老澤・田中・松田総務、井上幹事長、篠原・柳井・梶房・岸本・糸賀副幹事長、高橋・中原・山崎・岡本・荒神幹事、川上会計監事
大久保・大場・楠部・山中・加賀田・上原・花本・椎野・田村・原・福島・山田・齋藤・定金・羽原・占部・合田・藤上・五藤・姫井・葉狩



人出席四十六名、委任状出席二十六名で構成員総数の二分の一以上の出席数を確保しており、本連盟規約第二十条第二項の規定により本大会は有効に成立している旨の報告があった。

次いで司会者は、来賓名簿のうち丸山達也島根県知事が昨日新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となり急遽欠席となったことを説明し、本日の大会議事傍聴のため出席された太田直樹日本税理士政治連盟会長、長谷川隆史同国対委員長、海老澤孝公中国税理士会会長、横山雅一中国税理士協同組合理事長の四名を紹介した。

ここで、長年税政連活動にご理解とご協力を賜りながら昨年志半ばで急逝された地元選出の竹下亘議員と、本年七月に街頭演説中に凶弾に倒れた安倍晋三前総理に対し、深い哀悼の意を込めて一同黙祷を行った。

開会挨拶に移り、重近会長から昨年度は毎年の税制改正要望に対する対応に加え、八年ぶりの税理士法改正の実現、そして衆参二つの国政選挙が執行された目まぐるしい年であり、未だ収束しないコ

ロナ禍の中で、後援会と地区税政連には多大なご協力をいただき、それぞれ十分な成果を挙げることができたことへの感謝と、この選挙により岸田総理をはじめ本連盟の支援する多くの議員が閣僚のほか税政連に係る重要ポストに就任され、本連盟は全国の税政連の中でも重要な立ち位置となり、今後の活動でその責任を遂行していくことへの決意を織り交ぜた挨拶があった。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に中尾副会長、副議長に伊藤副会長を指名した。

中尾副会長は議長席に着き、議事録署名人に広島東支部・大久保代議員と松江支部・渡部代議員を指名し、議事に入った。

第一号議案 令和三年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上げ、井上幹事長が、議案書により活動の概況報告を行った。本年三月参議院本会議で可決承認された第

六次となる税理士法改正、令和三年十月執行の衆議院議員総選挙及び本年七月執行の参議院議員通常選挙に向けた対応、コロナ禍の模索した諸活動、令和四年度税制改正要望を関係議員に説明・理解いただくための後援会への効果的な陳情活動依頼、国政選挙を背景とした地区税政連活動への支援、税制に携わる議員へのインタビュー記事の掲載など機関誌発行をベースとした広報活動、新入会

員に対する積極的な税政連加入勧奨活動などこの一年間実施した諸施策について報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、大多数の挙手賛成と委任状による二十六名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 令和三年度収支決算承認の件

議長は第二号議案を上げ、中原財務委員長が、収入の部における会費収入、日税政ほか各項目の説明、支出の部については特別な事項として、後援会結成助成金（高見康裕議員）、活性化対策

費（岡山県税政連による国会議員秘書との懇談会、広島県税政連による宮沢洋一議員税経講演会の共催）、選挙対策費（参議院山口選挙区補欠選挙、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙）について説明した。コロナ禍の継続が会議形式の変更（ウェブ化）や地区税政連及び後援会活動へ影響を与え助成金等の執行残を発生させたため、当期収支差額が予想外の超過となったと報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して川上会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、杉山顧問から活性化対策費の計上目的について説明願いたいと質問があった。これに対し井上幹事長から税政連活動の基盤である後援会活動を支援するとともに後援議員との相互理解を実現するには、議員に近い秘書との関係を日頃から良好に維持していかなければならない。その会長方針

のもと議員秘書との懇談会を地区税政連単位で開催予定としていたが、予想外のコロナ禍の拡大によりこのような結果となった形と回答があった。その他に質疑はなく採決に移り、大多数の挙手賛成と委任状による二十六名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 令和四年度運動方針 (案) 承認の件

第四号議案 令和四年度組織活動方針 (案) 承認の件

議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上程。

井上幹事長が、第三号議案説明の前に一部箇所の訂正を述べ、運動方針前段と重点事項八項目とりわけ税制改正に関する事項については、参考資料一を提示して具体的に説明。第四号議案については、財務委員会に新しい事項を加え計五つの委員会が所掌する活動事項について説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、大多数の挙手賛成と委任状による二十六名の賛成をもって本議

案は承認された旨を宣した。

第五号議案 令和四年度収支予算 (案) 承認の件

議長は第五号議案を上程。

中原財務委員長が主要項目を説明した。収入の部について会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出、支出の部については、引き続き活性化対策費を同額計上、衆議院議員山口県第四選挙区補欠選挙への対応のための選挙対策費、そして地区税政連活動の活動を支援するため先般の正副会長会において交付基準を改定し、地区税政連交付金の増額を図ったと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、大多数の挙手賛成と委任状による二十六名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 大会決議 (案) 承認の件

議長は第六号議案を上程。

井上幹事長が計七項目の朗読を行った。
議長は、議場に対し質問を求め

たところ、質問はなく、採決に移り、大多数の挙手賛成と委任状による二十六名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。続いて細木副会長の案内により国会議員等五名の来賓が入場された。

ご紹介の後、その後、来賓を代表して五名の方に祝辞をいただき、司会者から祝電の披露、最後に藤中副会長が閉会挨拶を述べ、十六時五十五分をもって閉会した。

なお、定期大会前刻に中国税理士協同組合主催による時局講演会（これからの日本と国際情勢／講師：共同通信社編集委員・論説委員 太田昌克氏）が開催された。

来賓臨席者ご芳名 (順不同・敬称略)	
衆議院議員	高見 康裕
参議院議員	青木 一彦
参議院議員	舞立 昇治
松江市副市長	能海 広明
衆議院議員	細田 博之
代理・秘書	津川 幸治
日本税理士政治連盟 会長	太田 直樹
日本税理士政治連盟 国対委員長	長谷川隆史
中国税理士会 会長	海老澤孝公
中国税理士協同組合 理事長	横山 雅一

中国税理士政治連盟第五十四回定期大会・来賓祝辞



衆議院議員
高見康裕

のもとで後援会も設立いただいて、日頃から多大なるご指導・ご助言そしてご支援を頂いておりますことにあらためて厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍の始まりから三年目を迎えました。

この中国地方の大多数が中小企業や小規模事業者でございますが、本日ご出席の税理士の先生方は、そうした大変な思いをされている企業に寄り添いながら、様々な給付金の申請手続きの支援をはじめ事業者に接して現場に一番近いところで携わられていることに、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

三年目を迎えてもコロナ禍は終息の兆しを見せず、まだまだ中小零細企業の皆様にとっては大変な日々が続いています。間もなく政府は新たな経済対策を発表する予定としております。また、来月に開かれる臨時国会では、補正予算や新たな経済対策が議論されていくこととなります。税理士の先生方、現場に一番近いところで事業者の皆様と接しておられる中で、現場のニーズやご意見が政策につながるよう私たちは全力で頑張っていきたいと考えております。

また、税制改正につきましてもたくさんさんの

ご意見とご要望を頂いております。これから政府の中で議論が進められていきますが、先生方から頂いたご意見が少しでも反映されるように、力を合わせて頑張つて参りたいと思っております。

そして来年にはインボイス制度の導入も近付いております。この中国地方は中小零細の企業ばかりでございます。大変な思いをしながら頑張つている事業者の皆様には不利益やしわ寄せが行かないような制度の運用とスムーズな移行が求められており、そのためには先生方の専門的な観点からの、また現場に一番近いところからのご指導・ご助言が何よりも必要だと思っております。

この後意見交換の機会も用意されているとお聞きしています。是非、忌憚のないご意見とご指導を頂きたいと考えております。

結びに当たりまして、本日開催の定期大会と懇親会が盛り多いものとなりますことと、本日ご出席の皆様方のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。誠に簡単ではございますがお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

皆様こんにちは。ご紹介を賜りました衆議院議員で島根県二区から選出いただいております高見康裕と申します。本日は中国税理士政治連盟の定期大会が三年ぶりに皆様お集りのうえ開催されると伺いました。中国五県そしてご遠方からもこの松江に多くの方々がお越しいただきまして盛大に開催されましたこと、心からお祝いを申し上げます。また、このような場にお招きいただき、ご挨拶の機会を頂きましたこと重ねて御礼申し上げます。私は昨年の十月に行われました衆議院総選挙におきまして、皆様方から多大なご支援をいただいたおかげで国政の場に立たせていただくことができました。それ以来、小汀会長



参議院議員
青木一彦

ご紹介いただきました参議院議員の青木一彦でございます。今日は中国税理士政治連盟の第五十四回目の定期大会がこうやって三年ぶりに私の地元であります松江市で開催されましたことに、まずもってお慶びを申し上げますたいと存じます。高いところからではございますが、御礼を述べさせていただきます。今年七月の参議院選挙では、島根県と鳥取県の税理士の先生方には本当に温かいご支援を頂き、三期目の当選を果たさせていただきました。心から御礼を申し上げます。私が選挙の際に皆様に訴えさせていただきましたのは、やはり地方の発展なくして国の発展はない、と申し上げさせていただきました。各地域をくまなく歩いておりましたが、本当に著しく人口が減っているなあということに非常に危機感を抱いております。

来年はインボイスの導入がございます。先程、高見先生が仰いましたように、中小零細

企業の多いこの島根県と鳥取県だけでなく、中国五県どちらもそうだと思います。いろんな意味での混乱を生じかねない不測の事態を何とんでも皆様方とともに避けて行き、そして円滑な導入が図れるよう努力をして参りたいと思っております。

そして私が一番危惧しておりますのは先程も申し上げました人口減少という現実でございます。今の東京一極集中という現状が私はちよつと行き過ぎているのではないかなという思いでいっぱいでございます。そういう意味では税は当然のことながら、公平性を伴わなければならないものの何とか地方が優遇できるような税制というものもそろそろ必要なのではないかという思いもしております。この後の懇親会でいろいろなご意見を頂きながら、国政の場で反映させていただきたいとそういう思いであります。

最後になりますが、中国税理士政治連盟の五十四回目の定期大会を契機に、皆様方が地元に戻られましてそれぞれ活躍いただきますこと、税理士の皆様方ますますのご発展、そしてご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。簡単ではございますが私のお祝いのご挨拶とさせていただきます。今日は本当におめでとうございました。



参議院議員
舞立昇治

皆様こんにちは、ただ今ご紹介いただきました参議院議員の舞立昇治と申します。今日は久しぶりの中国税理士政治連盟の第五十四回定期大会の開催、誠におめでとうございました。

日頃から重近会長をはじめ会員の皆様には大変お世話になっておりますことに、あらためて感謝を申し上げます。

私は今、青木一彦先生とともに鳥取県と島根県の二県という合区の選挙区から選出されております。青木先生は島根が地元で、私は鳥取が地元という関係にあり、鳥取では鳥取県版長瀬剛と呼ばれる中尾副会長に手を引いていただいております。後援会では鶴田後援会長に良き相談相手として日頃からご指導いただきまして、本当に皆様方にはあらためて感謝を申し上げます。

税理士の皆様方には税務行政の円滑な推進にご尽力をいただいております。私も今、自

民党の税理士制度改革推進議員連盟の一員として励ませていただいております。今、西田昌司先生がインボイス制度の勉強会の座長を務められ、私もその勉強会のメンバーに加わっております。今日も恐らくお話があったのではないかと思います。六月に勉強会を開いた時に、日本税理士会連合会の神津会長もご出席されました。

そこで税理士会側から要望として挙げられたのが、いよいよ来年十月からインボイス制度が本格的に始まっていくといった中で、当面の措置としてインボイス導入三年後の令和八年九月末までは課税仕入れの八割の仕入税額控除が認められているがその三年後は五割、その三年後は控除がなくなってしまうこと。そしてもうひとつは、取引金額が少額で三万円未満の取引については帳簿だけの保存でいいのだけれども、来年からは適格請求書の保存も必要となってくる。この二つの問題をどうするかでした。

税理士の先生方からは八割控除は当面の間延長してほしい。そして帳簿だけの保存が可能とされる期限は来年十月なのですが、これも当面、帳簿だけの保存だけで対応できるようにしていただけないかという要望でした。その会議に出席されていた国会議員の先生方のほとんどから、これが実現できれば非常によいのではないかとという声が多数ございましたので、しつかり来年の税制改正に向けて頑

張っていきたいと思います。ただ、八割控除については三年間の猶予期間がございますので、それを来年度の税制改正要望で実現するというのはまだ時間があるとして、帳簿保存に関するとは何か円滑な着地点を目指したいと思っております。

話は飛びますが、一昨日のNHKの国会中継をご覧になった先生はいらっしゃいますでしょうか。この日に向けて急遽自民党の幹事長から私に質問に立つようにと言われ、安倍前総理の国葬儀に関する質問をさせていただきました。私も参議院議員になる前は旧自治省、今の総務省に勤めており、平成十七年に山口県下関市に出向した際、安倍前総理に大変お世話になった思い出もさせていただきました。そういった中で、今、国葬にまつわる議論ですとか、旧統一教会と党議員との関係ですとか非常にお騒がせをいたしましたし、大変申し訳なく思っております。

一方で、喫緊の課題は新型コロナウイルス対策とロシア・ウクライナ紛争、そして円安物価高問題です。これにしつかりと対応して、乗り越えて、そして国民の賃金所得が向上していけるような明るい日本を作っていくことが大事です。

それを作っていくためには民主主義の根幹である税制は非常に重要でありまして、私も総務省で市町村税を担当したことがあります。本日お越しの先生方にますますのご指導

をいただきながら、しつかりと国政に勤しんで参ります。どうか変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。簡単楚辞ではございますが、中国税理士政治連盟のますますのご発展と本日お越しただいております皆様の一層のご自愛をお祈り申し上げます。私からのお祝いの言葉とさせていただきます。今日は本当におめでとうございました。



松江市副市長
能海 広明
(松江市長 上定昭仁 代理)

ただいまご紹介にあずかりました松江市副市長の能海でございます。まずもって第五十四回目となります定期大会の開催、誠にありがとうございます。本来ですと上定市長が参りましてご挨拶を申し上げますところですが、本日は公務のため出席が叶いま

をしているところでありませう。

中国税政連におかれましては、コロナ禍の真つ口中という継続する厳しい環境の中で、様々な活動に取り組んでいただいたことに、心から敬意を表する次第であります。日税政におきましても山積するいくつかの重要課題に取り組んでおりまして、本日はその一端を述べさせていただきます、ご挨拶に代えさせていただきますように思います。

まず、七月十日に執行された参議院選挙におきましては、単位税政連そして税理士による後援会が一体となった支援をいただき、非常に良い結果を残すことができました。冒頭のご挨拶の中で重近会長が仰いましたとおり、中国税政連におかれましては推薦候補者が全て当選されるという素晴らしい結果を挙げられました。今回の選挙では全国で七十三名を推薦候補者とし、そのうち六十六名が当選を果たされました。九〇%という当選率は昨年の衆議院選挙の九二%に次ぐ数字でございます。引き続き、税理士会と税理士制度に理解をいただける方を国政に送り出す役割を続けていきたいと考えています。

続きまして、ご承知のとおり三月二十二日に参議院本会議で税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。今回の税理士法改正は、税理士業務のICT化を推進するための環境整備と納税環境の電子化、そして多様な人材の確

保を目的とする試験制度の見直しなど、新しい時代に旅立つための準備を整えました。しかしながら、引き続き日税政は若者にとつて魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度の構築に向けて積極的に取り組んで参りたいと考えております。最後に、先程国会議員の先生からお話がありました税制改正への対応についてお話しさせていただきます。

日税連は、六月二十九日の理事会におきまして「令和五年度・税制改正に関する建議書」を機関決定されました。そして日税政は、翌日の三十日に幹事会を開きまして税制改正要望書を決定しました。日税政は日税連の要望を机上のものとして、実現性・実効性のあるものにしていかなければならないとして、これを税政連の使命としています。昨今、政府の動きのスピードが高まり、税政連としても迅速な対応が迫られています。皆様方のご協力を得て一つでも要望が実現するように思っています。そして最重要項目の一つがインボイス制度導入への対応であります。お手元の議案書の三十七ページに記載されている「インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと」をご覧ください。ひとつめは、免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、インボイス制度導入後三年間は課税仕入れの八〇%の仕入税額控除を当分の間維持すること。ふ

たつめは、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円未満である場合、請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めることの二点です。これは五月二十六日の日税連正副会長会で決定されたもので、日税連ホームページに六月六日付けで公開されています。どうぞこれらをご確認いただき、是非、国会議員の先生方にご説明・陳情をしていただきますようお願いいたします。

他にも課題が山積しております。会費収納率の問題や会員の抱く政治不信の払拭、そして組織の強化や後援会の活性化、これらに当たりましては単位税政連と後援会と一体となつて問題解決に取り組んで参りたいと考えていますので、是非引き続きのご協力をお願いしたいと考えております。

今後も、本日もご出席されました皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。本日は誠にありがとうございました。

懇親会スナップ



後援会連絡会議

令和四年九月十日（土）、中国税理士政治連盟の第五四回定期大会の前刻に、後援会連絡会議がホテル一畑にて開催された。

荒神後援会対策委員長の司会のもと、講師に長谷川隆史日税政国対委員長を迎え「令和五年度税制改正要望のポイント」と題して講演された。資料をもとに与党の税制改正の流れを具体的に解説され、効果的な陳情方法として、①いつ、誰に、何を陳情するか②税制改正の流れを正確に押さえることをポイントとして挙げられた。

特に、国会議員に対し税制改正の流れの中に「重点要望」として取り挙げてもらうことが重要であり、そのために後援会を通じて政治連盟が働きかけることの必要性を説かれた。長谷川隆史国対委員長は、実務に即した具体的な陳情のポイントの説明がなされ、とりわけ、令和四年五月二六日付けで決定された日本税理士会連合会による次の提案を説明された。

（インボイス制度の円滑な導入・実施について）

一 免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成二八年改正法附則五二条第一項の経過措置を当分の間維持すること。

二 事業者等への過度な負担を避けるため、現行消費税法施行令第四九条第一項第一号（少額取引）の取り扱いを存置し、請求者等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めること。

また、併せて与党各委員会の役割とシステムのほか法律が制定されるまでの段階を熟知して行動しないと、思うような成果が出ないことを考えさせられた有意義な講演であった。



令和4年度運動方針

自 令和4年7月1日
至 令和5年6月30日

一 運動方針

沈静化したかと思われていた新型コロナウイルス感染症は、新年度に入り感染力の高い変異株が爆発的な拡大を見せ第7波が到来した。またしても国民生活への影響が危ぶまれる中、昨年の衆議院選挙に続き第26回日の参議院議員通常選挙が本年7月に執行される。税制は我が国の経済復興と国民の生活を守る礎であり、不安定な社会情勢の中でこそ国民目線に立った税制が必要とされ、税政連活動の真価が問われる年となる。

本連盟は中国会の基本方針に添い、会員だけでなく納税者からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援して地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

- ・ 税制改正への対応については、日税連・日税政の建議実現に向け情報収集の更なる強化に努めるとともに、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。
- ・ 国政選挙については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を進める。
- ・ 税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の保護に資するよう、検討と対策を積極的に推進する。
- ・ 中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう、日税連の基本方針に添い各党の関係議員、関係機関に働きかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。
- ・ 税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。
- ・ 地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度、租税教育等の税理士の公益的業務への活用推進については、中国会及び地区税政連と連携し積極的に対応する。
- ・ 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな災害からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第4条に掲げる目的達成のため、次の重点運動を強力に展開する。

二 重点運動

- 1 令和5年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 本年度に実施される国政選挙において、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- 3 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 5 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。
- 6 地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度、租税教育等の税理士の公益的業務への活用推進にかかる強力な運動を行う。
- 7 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- 8 税政連活動により享受される法制度と税理士業務の改善を会員に一層周知するとともに、組織率（加入率）向上につなげるための具体的な施策に取り組む。

令和4年度組織活動方針

自 令和4年7月1日
至 令和5年6月30日

令和4年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化と健全な運営を図る。

三 組織委員会

- 1 中国会と連携し、本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

日本税理士政治連盟

第五十六回定期大会開催

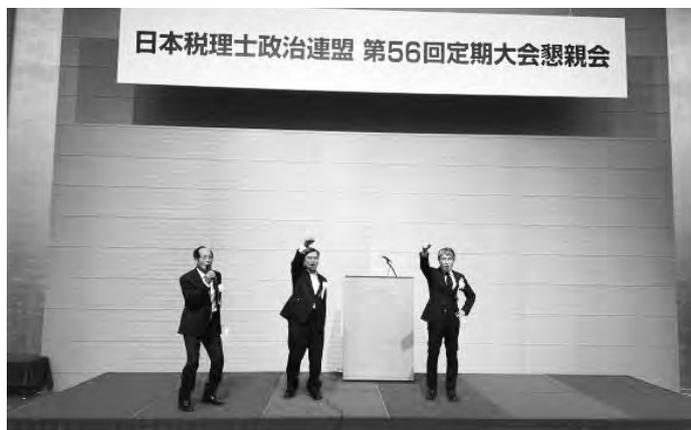
令和四年九月二十九日(木)、日本税理士政治連盟の第五十六回定期大会が、東京都港区・The Okura TOKYOにて開催された。

三年ぶりの集合形式とあつて感染防止対策を徹底、代議員も例年の半分以下に縮小して開催された。議案については、令和三年度運動経過・組織活動報告のほか令和四年度事業計画・予算案等計六議案が審議され、全て原案どおり承認された。

また来賓には、宮沢洋一自由民主党税制調査会会長をはじめ各党の代表が列席され、温かい祝辞によって日税政の一大イベントに花を添えられた。

員、後援会役員とテーブルを囲み懇親を深めた。

また、懇親会では閉宴挨拶を重近会長が務め、神津日税連会長と太田日税政会長を壇上に招き、令和五年度税制改正要望の実現を願った。



— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

令和5年度 税制改正要望の一斉陳情

令和4年10月13日（木）、日税政は政策委員会及び国対委員会合同会議終了後、税制関係国会議員に対する令和5年度税制改正要望の一斉陳情を行った。

本連盟からは重近会長、井上幹事長と高橋政策委員長が上京して中国五県から選出された国会議員の議員会館事務所に赴き、税理士会が昨年引き続き税制改正要望において重要建議・要望項目としている「適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入時期の延期又は中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用」「消費税の非課税取引の範囲の見直し」及び「基礎的な人的控除のあり方の見直しと所得計算上の控除から基礎控除へのシフトの推進」の3項目、とりわけ来年10月のインボイス導入については、日税連がとりまとめた2つの提案事項を例示を挙げ具体的に説明し、理解を求めた。

当日は、10月4日（火）に開催された臨時国会の合間を縫って、各後援会長のご協力により、宮沢洋一自由民主党税制調査会長、平口 洋議員、高村正大議員、逢沢一郎議員、石橋林太郎議員との面会が叶った。



（宮沢洋一議員／参議院議員会館）



（平口 洋議員／衆議院議員会館）



（高村正大議員／衆議院議員会館）



（逢沢一郎議員／衆議院議員会館）



（石橋林太郎議員／衆議院議員会館）

令和
5年度

税制改正に関する 建議・要望

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

税制に対する基本的な視点

- 1 公平な税負担
- 2 理解と納得のできる税制
- 3 適正な事務負担
- 4 時代に適合する税制
- 5 透明な税務行政

建議・要望の構成

- 特に強く主張したい3項目の「重要建議・要望項目」
- 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- 全国15税理士会及び日税連の663項目の税制改正意見から35項目に集約した「建議・要望項目」

税理士法第1条(税理士の使命)

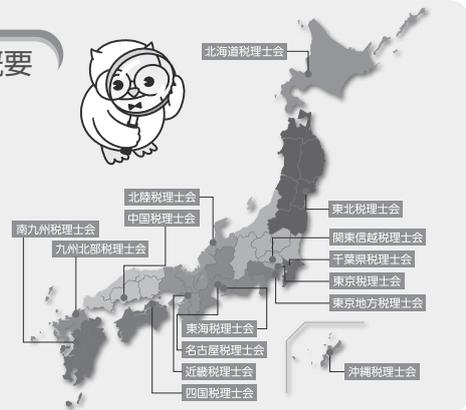
税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている)

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設けられた団体である。日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約80,000人である。



重要建議・要望項目

消費税	インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと
消費税	非課税取引の範囲を最小限にすること
所得税	基礎控除へのシフトと基礎的な人的控除の引上げ

主な建議・要望項目

災害対応税制	1 「災害損失控除」の創設	(建議・要望項目30)
所得税	2 年末調整・確定申告期間の1ヶ月うしろ倒し	(建議・要望項目5)
所得税	3 医療費控除の廃止、年少扶養控除の復活	(建議・要望項目2)
消費税	4 軽減税率制度の廃止	(建議・要望項目13)
消費税	5 基準期間制度の廃止、申告免除制度の創設	(建議・要望項目14)
法人税	6 役員給与の原則損金算入	(建議・要望項目10)
法人税	7 少額減価償却資産の取得価額を30万円に引上げ	(建議・要望項目11)
相続税・贈与税	8 取引相場のない株式等の評価の適正化	(建議・要望項目17)
相続税・贈与税	9 法人版事業承継税制(特例措置)の延長、手続の簡素化	(建議・要望項目20)
地方税	10 償却資産に係る固定資産税制度の廃止等の検討	(建議・要望項目21)

連絡先一覧

東京税理士会	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL:03-3356-4461
東京地方税理士会	横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階 TEL:045-243-0511
千葉県税理士会	千葉市中央区中央港1-16-12 千葉県税理士会館3階 TEL:043-243-1201
関東信越税理士会	さいたま市大宮区浅間町2-7 TEL:048-643-1661
近畿税理士会	大阪市中央区谷町1-5-4 TEL:06-6941-6886
北海道税理士会	札幌市中央区北三条西20-2-28 TEL:011-621-7101
東北税理士会	仙台市若林区新寺1-7-41 TEL:022-293-0503
名古屋税理士会	名古屋千種区覚王山通8-14 税理士ビル4階 TEL:052-752-7711
東海税理士会	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル2階 TEL:052-581-7508
北陸税理士会	金沢市北安江3-4-6 TEL:076-223-1841
中国税理士会	広島市中区袋町4-15 TEL:082-246-0088
四国税理士会	高松市番町2-7-12 TEL:087-823-2515
九州北部税理士会	福岡市博多区博多駅前1-13-21 九州北部税理士会館3階 TEL:092-473-8761
南九州税理士会	熊本市中央区大江5-17-5 TEL:096-372-1151
沖縄税理士会	那覇市小塚1831-1 沖縄産業支援センタービル7階 TEL:098-859-6225
日本税理士会連合会	品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL:03-5435-0936

令和 4 年 5 月 26 日
日本税理士会連合会

インボイス制度の円滑な導入・実施について

インボイス制度が、実務を踏まえた柔軟な運用となるよう、次の通り提案する。

記

- 1 免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成 28 年改正法附則第 52 条第 1 項の経過措置を当分の間維持すること。
- 2 事業者等への過度な負担を避けるため、現行消費税法施行令第 49 条第 1 項第 1 号（少額取引）の取扱いを存置し、請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めること。

以上

平成 28 年改正法附則第 52 条第 1 項の経過措置の概要

インボイス制度導入後 3 年間（令和 8 年 9 月 30 日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れの 80%については仕入税額控除ができる。

消費税法（抄）

第 30 条

- 7 第 1 項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

消費税法施行令（抄）

第 49 条 法第 30 条第 7 項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第 30 条第 1 項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満である場合

税理士による 小林史明後援会・意見交換会に参加して

税理士による小林史明後援会による議員との意見交換会が、十月一日（土）福山市西新涯町にある議員の後援会事務所にて開催された。

本後援会は若手議員と地元会員が頻繁に会合を持ち、積極的に政治活動を実行している模範的な後援会で知られている。今回、広報取材の依頼があったため訪問した。

この日は、新型コロナウイルス感染の状況を鑑みて、後援会の役員の参加のみとし、はじめに定金会長の挨拶の後、占部幹事長の司会進行とともにスタートした。

- テーマは、以下のとおり。
- 一、インボイス制度について
 - 二、改正電子帳簿保存法について
 - 三、令和五年度税制改正に関する建議・要望について
- インボイス制度については、イ

ンボイスの登録が遅れがちであることをもとに、制度の重要性や複雑性に鑑みて、政府は国民にもっと制度の説明をしっかりとしてもらいたい、デジタルインボイスの制度の進捗状況、銀行の振込料を売手負担をした場合の対応について、など多くの質問がよせられた。議員からは、現在はシステムベンダーに情報提供を多く行っていること、小規模事業者もデジタルインボイスを導入して全体を普及させて効率性を追求するべきであるとの意見があった。

改正電子帳簿保存法については、クレジットカードの電子明細は、データの記載方法が各社によってもちまちま政府主導で統一してもらいたい、ネットバンクについてはデータの保存取り組みに統一性を確保してもらいたいなど、質問が寄せられた。

最後に、令和五年度の税制改正に関する要望書を授与し、占部幹事長から概要の説明がなされた。議員は税制改正について、非常に勉強をされており、ときおり内容の質問があった。

特に、「年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を一カ月ずらすこと」については、後援会として年末調整の撤廃を目指していたことを取り上げ、もっと税理士会の提言もレベルアップをしてもらいたいという頭の痛い助言をいただいた。

今回、意見交換会に参加させていたただいて、会員と議員との一体感やお互いがそれぞれの立場で遠

慮なく意見交換をしている姿をみて、非常に頼もしく感じるとともに、このような後援会活動が他地域の後援会でも開催されることを期待しながら帰路についた。

広報委員長 岡本 倫明



税理士による国会議員等後援会一覧

令和4年8月10日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	広島3区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0014	尾道市新浜1丁目14-31	090-7977-0823	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による林 芳正後援会	自民	山口3区	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0822	岡山市北区表町一丁目10-32	086-223-6261	田中 一宏	岸本 充博
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0843	鳥取市南吉方2丁目24	0857-30-3001	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による高見康裕後援会	自民	島根2区	691-0001	出雲市平田町983 大島屋ビル3F	0853-31-7450	小汀 泰之	糸賀 巧
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	羽原 伸悟
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取 島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取 島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅

■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

共同購買事業部からのお知らせ!

税理士DCカード

クオカード

新規入会キャンペーン

2,000円分

プレゼント!!

※一般カード・ゴールドカードどちらの申込みでもキャンペーンの対象です。一般カードからゴールドカードへの変更はキャンペーン対象外です。

期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

税理士DC一般カード

組合員の皆様だけの特別なカード…税理士マーク入り♪
ご利用可能額・カードローン利率等を含め、通常のDCカードより優遇



選べる VISA・マスター
年会費 …1,375円

※お申込み資格は18歳以上で安定した収入のある方、かつ中国税理士協同組合の組合員の方です。

(詳しくは入会申込書をご覧ください。)



税理士DCゴールドカード

海外旅行・国内旅行傷害保険(最高5,000万円)の自動付帯
カードをお持ちでないご家族にも家族特約付
空港ラウンジサービス
ショッピングセイバー

ハイクオリティな
サービス

(DCカードで購入された商品の損害を90日間補償)

税理士カードローンの金利優遇
利用限度額・利率を一般カードより優遇

年会費 …11,000円

※お申込み資格は30歳以上で安定した収入のある方、かつ中国税理士協同組合の組合員の方です。

(詳しくは入会申込書をご覧ください。)



DCカード加入はサポートメンバー登録要件の1つです

サポートメンバーとは…組合事業をより多くご利用いただいている方への優待制度が「サポートメンバー」です。

この機会にぜひDCカード加入をご検討ください。

サポートメンバーについて詳しくは中税協HPをご覧ください。

【DCカードに関するお問い合わせ】 三菱UFJニコス株式会社DCカード入会ダイヤル ☎0120-10-2622

【入会申込書お取り寄せ】 中国税理士協同組合 共同購買事業部 ☎082-246-0088

『優Youプラン』ご加入のおすすめ

中国税理士協同組合では、「日本税協連福祉社会生命共済制度」である「優Youプラン」への加入を推進しています。

今年度（令和4年8月～令和5年7月）は、当組合が推進重点地区に選定されています。

最高ランクのスケールメリットを活かした大型保障！ 税理士・従業員の皆様へ 確かな保障を！

保障内容 死亡保険金 または 高度障害保険金

掛金が安い！

全国の税理士・税理士事務所職員限定の保険で、**2万人以上が加入**しているからこそ・・・

最高ランクのスケールメリット ✨

配当還付率が高い！

令和3年度は

47%（実績値）

※配当金が還付されるので、**実質掛金は更に軽減**されます。

驚きの還付率!!

事務所一括加入型！

審査は告知のみで
手続き簡単♪

事務所が負担した従業員の掛金は、**全額損金（必要経費）**

死亡保険金受取

死亡保険金は、「加入者の相続人50%、残り50%は弔慰金等を目的として」事務所が受取ります。

加入可能年齢と保険金額

15～70歳 最高保障保険金額 **6,000万円！！**

71～75歳 新規加入（増額含む）の上限 **3,000万円**

76～80歳 更新継続加入者の上限 **1,500万円**

【内容に関するお問合せ】
日本税協連福祉社会事務局
（電話 03-5740-0920）

中税協『優Youプラン』推進策

【実施期間】令和4年8月1日～令和5年7月31日まで

①紹介税理士（組合員）

※紹介した税理士が加入した場合のみ

5,000円分のギフトカード

②新規加入・追加・増額

5,000円分のギフトカード

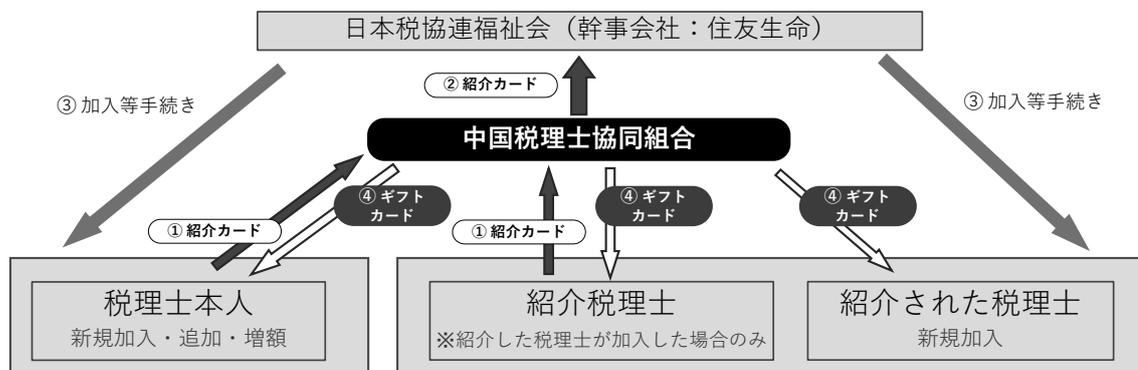
③支部奨励策

目標保険金額達成率	奨励金
100%以上	5万円
150%以上	7万円
200%以上	10万円
300%以上	15万円

※「3大疾病」の目標保険金額を達成した支部には別途3万円の奨励金をお支払いします。【期間：令和5年3月末まで】

必ず「ご紹介カード」をご利用ください

★「ご紹介カード」は中国税理士協同組合ホームページからダウンロードしてください。【契約成立が該当条件です】





第3回

中国税理士協同組合

RenoBody

歩いて健康！ウォーキングイベント開催！

スマホアプリでご参加いただけるイベントのご案内です。
毎日歩いて、賞品獲得を目指して頑張りましょう！

開催期間 2022年11月1日～11月30日
 エントリー期間 2022年9月1日～ ※開催期間中の途中参加もできます。
 順位発表 2022年12月初旬に、中税協HP等でお知らせします。

皆さんに楽しく健康なからだづくりをしていただくため、
第3回ウォーキングイベントを開催します！
 スマホにアプリをダウンロードして、イベントに参加登録するだけ。
 ニックネームで順位が表示されます。
 毎日歩いて賞品をGETしましょう！

毎日アプリを開いて
 順位をチェックしよう！

個人戦

※第1回・第2回のランキング結果は中税協HPに掲載しています！

累計歩数ランキング

総合ランキング

優勝 4品
 準優勝 3品
 3位 2品
 4～10位 1品

【賞品】

中国地方のカタログギフト
 (お好きな品を選択)

年代別ランキング

優勝 5,000円
 準優勝 3,000円
 3位 1,000円

※総合ランキング入賞者を除く
 ※年代は11月30日現在を基準とする

【賞品】

アマゾンギフト券



☆とび賞☆

15位、20位、25位、以下5位ごと

※ピタリ賞該当者を除く

【賞品】1,000円のアマゾンギフト券

☆ピタリ賞☆

100位、200位、以下100位ごと

【賞品】中国地方のカタログギフト1品(お好きな品を選択)

ポイントランキング

4,580歩/日 達成 3ポイント
(ヨコヤマ)
 6,000歩/日 達成 5ポイント
 10,000歩/日 達成 10ポイント

★合計100ポイント以上
 達成された参加者全員に！

1,000円のアマゾンギフト券

★300ポイント達成者(毎日1万歩)
 上記プラス！

1,000円のアマゾンギフト券

横山理事長と勝負！

理事長の累計歩数を上回った人
 の中から抽選で100名の方に！！

1,000円のアマゾンギフト券

支部対抗戦



参加者の平均歩数
 が多い支部

優勝 3万円
 準優勝 2万円
 3～10位 1万円

※2名以上参加の支部を対象とします。

アプリ操作の詳細は、中税協HPをご覧ください。

組合員専用ページ>カテゴリで検索>組合員と家族の福利厚生>★ウォーキングイベント

《イベントに関するお問合せ》中国税理士協同組合事務局(中村亜衣香) ☎082-246-0088

《アプリでのお問合せ》アプリ内「MENU>お問い合わせ」 support@renobody.jpへメールでご連絡

令和4年
10月～12月

ゴールドサポートメンバー 登録更新キャンペーン

中国税理士協同組合全税共推進事業部

ゴールドサポートメンバー登録の更新を令和5年4月に行います。

「税理士VIP代理店に登録し、かつ、2年間（令和3年1月1日～令和4年12月31日）に全税共扱いの契約が1件以上あること」が更新要件の1つとなっています。2年間活動されていない皆様、ぜひこの機会に全税共扱いの保険契約にご協力をお願いいたします。

※ゴールドサポートメンバー登録更新要件は中税協HPをご覧ください。

※更新手続きのご案内は、令和4年12月に発送予定です。

◆対象者 ①令和3年1月1日～令和4年9月30日までに全税共扱いの保険契約がない税理士VIP代理店かつ、②以下の対象期間に全税共扱いの保険契約があった税理士VIP代理店

◆対象期間 令和4年10月1日～12月31日

◆賞品 **2万円分**のギフトカード
※賞品は「稼働キャンペーン」と重複して贈呈します。
※保険契約は生保ごとにカウントします。

令和4年
7月～12月

税理士VIP代理店 稼働キャンペーン

◆対象者 税理士VIP代理店

◆対象期間 令和4年7月1日～12月31日

◆表彰基準 期間中に全税共扱いの保険契約が成立した月数に応じて、1月稼働につき一律1万円分のギフトカードを贈呈。
※稼働数は生保ごとにカウントします。

令和4年度

人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い
人間ドックを受診された方に
助成金を交付します!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3ヵ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書（写）を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

中国税理士政治連盟の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



去る十月一日(土)に税理士による小林史明後援会に取材を兼ねて参加した。

晴れ渡る秋晴れのもと、活発な意見交換が行われた。

三十代後半ながら、小林議員はすでに議員生活十年という中堅どころとなっており、見た目の良さもさることながら頭脳明晰で税理士会にも理解があり、今をときめく若手のホープの政治家である。会員と議員が明るく、活発に意見交換をし、あっという間に二時間が経過していた。

公式サイトを見ると若田川(?)のまわりをランニングしている姿や、地元の事業者を精力的に訪問視察したり、デジタル関係の視察訪問など、政治家の信条や健康づくりなどが窺えるサイトとなっている。

翻って、我が税政連をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるが、定期総会も行われていないこと、会員の高齢化が進み活性化がされていないことなど、問題が山積している。

後援会の活性化のための広報の取り組みとは何かを今後も考えていきたい。

岡本 倫明

十月十一日に水際規制が大幅に緩和され、入国者数上限撤廃・外国人の個人旅行やビザなし渡航も解禁された。

また、国内では、全国旅行支援もスタートされている。コロナが無くなったわけではないが、これにより少しでも景気が回復すればと期待している。

ところで、今年も年末調整の時期が迫っている。今年も、説明会もなく、パンフレットも発送されないとのこと。

源泉徴収制度は、昭和十五年戦費の確保のため導入され、昭和二十二年申告納税制度と伴に年末調整事務が始まったと記憶している。昭和十五年から十二年の間は各自で確定申告をしていたようだ。

日税連、日税政は年末調整・確定申告期間の一ヶ月後倒しを要望しているが、いっそ、アメリカ・フランスなどに倣って、年末調整を廃止し、各自で確定申告(タックスリターン)したら、源泉徴収義務者の負担軽減と、自分で申告することによりサラリーマンの納税意識も高くなり「一石二鳥」と思うのだが……。

國平 敏朗

米国株が下落し、当然ながら日本の株価もその影響を受けている。私は、経済学者ではない

が概ね以下の理由によるものだ。新型コロナウイルスの影響による経済悪化のため米国は、積極的に金利を下げ、お金を借りやすくし市場にお金を溢れさせた。結果、株価は堅調な動きを見せてきたが、これによりインフレが起こる、そこにウクライナ侵攻が発生し、より一層のインフレが進行したようである。これに対応するためFRB(米国連邦準備制度委員会)は、利上げを決定した。今度は、逆の現象が起きる。お金は、借りにくくなり、市場からお金がなくなる。景気後退懸念から株価が下がっていると言われている。

一方、日本は利上げを実施できず、円が売られドルが買われる超円安が継続中だ。本日、一ドル百四十六円に到達した。今後どのような状況になるのかは、誰にも予想できない。ウクライナ侵攻もプーチン大統領が追い込まれ核使用をちらつかせている。

経済とは、世界中の情勢が絡んで動いているが、やはりその中心にいるのは米国である。日本は、すっかり世界の片隅に追いやられているような気がする。強い日本の復活を期待している。

楠部 誠

令和四年七月に「令和三年簡易生命表」が厚労省から発表されました。平均寿命は男性八一・四七年、女性八七・五七年でした。

平均寿命とは「その年の死亡者年齢を平均したもの」ではなく「零歳の乳幼児が生存するだろうと考えられる平均年数」のことです。国別順位は、男性①スイス②ノルウェー③日本、女性①日本②韓国③シンガポールです。

平均余命とは「ある年齢の人がその後何年間生きることができるか」という期待値のことです。年齢により異なりますが、例えば六十歳の男性の平均余命は二四・〇二年です。

健康寿命とは「平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間」とのことです。

健康寿命を延ばす活動に「スマート・ライフ・プロジェクト」があります。この活動は国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動です。このプロジェクトが推奨している「運動」「食生活」「禁煙」「けんしん」を生活に取り入れ、今できることを考え行動することが将来の健康に繋がると思っています。

山根 和幸